

令和8(2026)年度とちぎ農ある暮らし推進事業 農ある暮らし移住・定住推進業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が令和8(2026)年度とちぎ農ある暮らし推進事業 農ある暮らし移住・定住推進業務（以下「本業務」という。）を委託する場合の、受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和8(2026)年度とちぎ農ある暮らし推進事業 農ある暮らし移住・定住推進業務委託

2 業務の背景・目的

中山間地域は、過疎化や高齢化による担い手不足で、農地の荒廃や集落機能の低下が特に進行しているエリアである。

一方で、都内移住相談窓口における令和7(2025)年度の相談実績では、20～40代が全体の約6割を占めており、若年層の地方移住が現実的な選択肢になりつつある。また、同年の移住希望地ランキング（ふるさと回帰支援センター・東京調べ）において、本県は過去最高位を記録している。

こうした背景を受け、本県では中山間地域への移住を促進するため、関係部局等と連携した暮らしのサポートの構築にむけて、令和5(2023)年度に中山間地域を対象とした「とちぎ農ある暮らし推進協議会」を設置し、地域の特色を活かした新たな農業モデルを創出するとともに、若者や女性が農に携わり安心して暮らせる取組の方向性などをまとめた「とちぎ農ある暮らし推進方針」^{※1}を策定した。

令和8(2026)年度は、首都圏在住の移住希望者や、県内の農ある暮らし実践者及び実践希望者を対象とした交流会を開催し、実践者同士の繋がり構築を促すなど、実践者の定着支援を行うとともに、検討層・漠然層に対して農ある暮らしの魅力を発信し、県内実践者の増加を図る。

また併せて、農ある暮らしと関係が深いグリーン・ツーリズム（農山漁村地域において自然、文化、食、人々との交流を楽しむ余暇活動のことという。）（以下「GT」）の「しごと」を体験する機会を提供することで、移住・定住の促進を図る。

※1：別紙1「とちぎ農ある暮らし推進方針」（<https://www.pref.tochigi.lg.jp/g02/farm-living/introduction.html>）参照

3 委託期間

本業務の履行期間は契約締結日から令和9(2027)年3月5日(金)までとする。

4 委託料の支払

委託料の支払いは、本業務完了後の精算払とする。

5 業務内容

(1) 農ある暮らし魅力発信推進業務

ア 農ある暮らしセミナー&出張相談会

目的	本県の中山間地域での農ある暮らしを広くPRし、移住先として本県の魅力を伝えるとともに、農ある暮らしや移住に関する相談会を開催し、将来的な移住希望者の掘り起こしや移住及び農ある暮らしの実践に向けた行動変容を図る。
実施概要	・実施回数：4回程度 ・時期：契約日～令和9(2027)年2月 ・会場：東京圏内 ・参加者数：延べ50名以上

内容・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・移住や農ある暮らしに対する興味関心が低い層から具体的検討層まで、幅広い層に対応できるよう、実施回数ごとにターゲットを設定し、必要に応じてオンライン接続も含めた運営方法を検討すること。 ・企画にあたっては、市町、関係団体等と連絡・調整し、円滑に実施すること。 ・移住を伴う相談については、とちぎ暮らし・しごと支援センターと情報共有を行うこと。 ・「農」ある暮らしアドバイザーの派遣については、栃木農業経営・就農支援センターと調整すること。
参加費等	<ul style="list-style-type: none"> ・参加費は無料とすること。 ・開催場所までの往復の交通費は参加者負担とすること。
ターゲット	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏在住の移住希望者等（20～40代を想定） ・農ある暮らし実践希望者（検討層・漠然層）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者向けの提供資料を作成 相談者向けの提供資料を作成し配布すること。印刷部数については乙が提案し、甲と協議の上決定した内容に基づき実施すること。 ・広報・集客（チラシの作成等） 案内チラシ（A4版カラーPDF形式）電子データを作成するとともに、広報施策について乙が提案し、甲と協議の上決定した内容に基づき実施すること。 ・アンケートの実施 相談者に対してアンケート調査を実施すること。 ・レポートの作成 相談会の概要、相談者向け提供資料、案内チラシ、実施結果（改善点や提案などの意見等）、相談者リスト、相談者から出た意見、アンケート結果、記録写真等を取りまとめたレポートを作成し、開催後10営業日以内を目安に電子データで納品すること。

イ 農ある暮らし事例調査

目的	栃木県内における農ある暮らし実践者の実態を把握し、今後の施策検討に資する情報を収集するとともに、甲と実践者との関係構築を図ること。
実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者が有するネットワーク、SNS、関係団体等からの情報収集を通じて、県内の農ある暮らし実践者を掘り起こし、概ね5名以上を選定すること。 ・選定した実践者に対してアンケート調査等を実施し、実態を把握すること。調査実施にあたっては、甲と密に連絡調整し、必要な打合せを行うこと。 ・調査結果を踏まえ、甲と実践者との顔合わせの機会を創出すること。 ・調査期間は、契約日～令和9（2027）年2月までとする。
調査対象	別紙2の旧市町村単位で活動する農ある暮らし実践者
その他	農ある暮らし実践者とは、県外から移住し、生活の一部に「農」に関わる活動を取り入れ、「農」の部分で収入を得ながら地域に溶け込み、農村での暮らしを実践するもの。

(2) 農村お試し体験支援業務

ア 農ある暮らし体験交流会

目的	首都圏在住の移住希望者や、県内の農ある暮らし実践者及び実践希望者を対象とした交流会を開催し、実践者同士の繋がり構築を促すなど、農ある暮らしの定着支援を行うとともに、検討層・漠然層に対して農ある暮らしの魅力を発信し、県内実践者の増加を図る。
実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：1回 ・時期：令和8(2026)年7月～令和8(2026)年12月の週末 ・会場：栃木県内 ・参加者数：20名程度（ファシリテーター、事務局を除く）
内容・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・甲が指定する農ある暮らし実践者（2名程度）を参加者として含めること。 ・参加者同士の交流が深められるような農業体験メニューを組み込むこと。 ・農ある暮らし実践者が自身の事例について紹介する機会を設けること。 ・農に関する支援策等について、県が説明する時間を設けること。 ・企画、広報、農業体験先の担当者との調整、運営、参加者の管理等、交流会の実施に必要な全ての業務を行うこと。 ・企画にあたっては、市町、関係団体等と連絡・調整し、円滑に実施すること。 ・交流会を円滑に進めるため、1名以上ファシリテーターを設置すること。 ・首都圏在住者が参加しやすいように移動手段として観光バスなどを用意すること。日程によっては県有バス（定員28名）の利用に関する相談に応じる。 ・旅行業法や道路運送法など関連法令を遵守し、企画・実施すること。
参加費等	<ul style="list-style-type: none"> ・参加費は無料とすること。ただし昼食代については実費徴収すること。 ・開催場所までの往復の交通費は参加者負担とすること。
ターゲット	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏在住の移住希望者 ・農ある暮らし実践者・実践希望者（検討層・漠然層）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・集客（チラシの作成等） 案内チラシ（A4版カラーPDF形式）の電子データを作成するとともに、広報施策について乙が提案し、甲と協議の上決定した内容に基づき実施すること。 ・アンケートの実施 参加者に対してアンケート調査を実施すること。 ・レポートの作成 交流会の概要、案内チラシ、実施結果（改善点や提案などの意見等）、参加者リスト、参加者から出た意見、アンケート結果、記録写真等を取りまとめたレポートを作成し、開催後10営業日以内を目安に電子データで納品すること。 ・謝金の支払 事例を発表した農ある暮らし実践者に対し、謝金を支払うこと。

イ GT インターン

目的	GTの取組及びその「しごと」としての側面、並びに実践現場を学び・体験する機会を提供することにより、本県におけるGT実践への興味喚起を行い、将来的な実践者の育成を図る。
----	---

実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ・実施回数：1回 ・時期：契約日～令和9（2027）年2月の週末 ・会場：栃木県内 ・参加者数：5名程度
内容・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・連携するインターンシップ先、その選定理由、提供するプログラム内容案、本県におけるGTの実践への興味を喚起するための創意工夫、実施回数等について企画し、提案すること。 ・インターンシップ先に対し、プログラム内容の検討や保険加入等に係る助言を行うこと。 ・各取組全体の企画・実施に係る調整及び当日の運営支援を行うこと。 ・企画及び実施にあたっては、甲と密に連絡調整し、十分な打合せを行うこと。
ターゲット	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の若年層（20～40代を想定） ・農ある暮らし実践希望者（検討層・漠然層）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・集客（チラシの作成等） 案内チラシ（A4版カラーPDF形式）の電子データを作成するとともに、広報施策について乙が提案し、甲と協議の上決定した内容に基づき実施すること。 ・アンケートの実施 参加者に対してアンケート調査を実施すること。 ・レポートの作成 交流会の概要、案内チラシ、実施結果（改善点や提案などの意見等）、参加者リスト、参加者から出た意見、アンケート結果、記録写真等を取りまとめたレポートを作成し、開催後10営業日以内を目安に電子データで納品すること。 ・謝金の支払 連携するインターンシップ先に対し、謝金を支払うこと。

（3）業務計画書

本業務の実施に先立ち、乙は以下に示す内容等を取りまとめた「業務計画書」を作成し、甲と十分に打合せを実施した上で、了承を得ること。

ア スケジュール

別紙3のスケジュールを基本とするが、甲と調整の上、変更可能とする。

イ 実施体制

- ・本業務に関する実施体制を示すこと。
- ・乙は、本業務を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- ・実施責任者は、甲の担当者と十分な意思疎通が図れる者とし、委託期間を通じて、甲の担当者と緊密な連携、調整を図ること。
- ・実施体制を変更する場合は、甲に事前に報告し、新しい実施体制について了承を得ること。

（4）実績報告書の作成

乙は業務終了後、業務計画書、5の（1）及び（2）の実施結果概要、5の（1）ア及び（2）で作成したレポート等を取りまとめた実績報告書を甲に提出すること。

6 成果品

実績報告書の紙媒体(A 4 版任意様式)及びそれを納めた電子データを令和 9 (2027)年 3 月 5 日(金)までに 1 部ずつ提出すること。

(1) 納入条件

ア 紙媒体

- ・日本工業規格 A 列 4 番又は A 列 3 番 (A 列 3 番を用いる場合は折り込み、A 列 4 番に収まる形態とすること) の形態で納品すること。

イ データ・電子媒体

- ・Microsoft 社の Word、Excel、PowerPoint で扱える形式とすること。(チラシは PDF 可)
- ・データはメール等により納品すること。
- ・実績報告書は USB 等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。

(2) 検収

- ・乙は、納品期日までに甲に内容の説明を実施して検収を受けること。
- ・検収の結果、成果品等に不備又は誤り等が見つかった場合は、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について甲に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。
- ・甲は、必要がある場合には、乙に対して本業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができるものとする。

(3) その他

- ・成果品は全て日本語で作成すること。ただし、固有名詞については日本語以外での記述も可とする。
- ・専門用語には説明を付すこととし、本業務内でのみ使用する文言については定義付けを行うこと。
- ・第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

7 秘密保持等

(1) 個人情報の取扱い

乙が本業務を行うに当たって取り扱う個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)その他の個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 機密保持、資料の取扱い

- ・受託した業務以外の目的で情報を取得しないこと。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を、委託した業務以外の目的で利用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。
- ・乙の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合は、直ちに甲に報告すること。また、その個人情報の漏洩に伴い甲に損害が発生した場合は、乙はその一切の責任を負うものとする。

- ・業務の履行中に取り扱った情報については、複製したものを含め、本業務終了後に返却可能なものは返却しつつ、抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- ・適切な措置が講じられていることを確認するため、甲の求めに応じて遵守状況の報告を行う、又は甲による実地調査が実施できるようにすること。
- ・秘密保持は、契約完了後も有効に存続する。

8 その他の留意事項

- (1) 本業務に係る企画・運営、制作、調査、分析、報告等の一切の経費(運営費、報償費、交通費、使用料及び賃借料、消耗品費等)は、全て委託金額に含む。
- (2) 本仕様書に記載されている内容について、より効果的な手法が存在する場合は、協議の上、その一部を変更することがある。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (4) 本仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲と乙が協議し、業務を進めるものとする。また、協議の結果、甲から乙へ資料の提出を求める場合がある。
- (5) 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は、甲に帰属するものとする。なお、その利用及び再編集は甲において自由に行うことができるものとする。
- (6) 栃木県が認めた場合を除き、成果に係る著作権人格者を行使できないものとする。
- (7) 本業務の実施による著作物は、著作権及び肖像権等の処理を済ませた上で納入すること。
- (8) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (9) 事業の本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合はこの限りでない。また、再委託する場合、契約内容を甲に明示すること。

とちぎ農ある暮らし推進方針（概要版）

～中山間地域に人を呼び込むために～

令和6(2024)年3月 農政部農村振興課

趣 旨 | 農ある暮らし^{*}を志向する都市部の若者・女性を中山間地域に呼び込み、地域の活性化を図るため、具体的な取組の方向性を定めた方針を策定する

※【本方針での定義】生活の一部に農に関わる活動を取入れ、農の部分での収入を得ながら、地域に溶け込み、農村での暮らしを実践すること。

策定主体 | とちぎ農ある暮らし推進協議会（令和5(2023)年8月7日設立）
《構成員》移住者、農業団体、学識経験者、「農」に関する行政（中山間地域を有する14市町農政所管課、県関係課）ほか

策 定 日 | 令和6(2024)年3月5日

現状と課題

本県が直面する人口減少・高齢化の波

- ・進学や就職のタイミングで、県外に若者（特に女性）が流出
 - ・特に中山間地域で農業の担い手の減少・高齢化が進行
 - ・農地や農業用排水路の保全、地域の伝統・文化の保存など、集落活動の担い手が不足
- ⇒ 将来にわたり地域を支える多様な人材を呼び込む必要がある

全国的な暮らし方・働き方に対する関心の変化

- ・若い世代を中心とした、移住や農業、兼業・副業に対する関心の高まり
- ⇒ 移住希望者が安心して居住でき、副業も含めた様々な形態で農に携わることのできる環境や、地域に定着できるサポート体制を整える必要がある

栃木の魅力・強み

適度でちょうどいい「トカイナカ」

- ・交通利便性が高い 都心や隣県へのアクセスが良好
- ・家計に優しい 東京と比較して家賃や生活費などが安価
- ・美しく豊かな自然 雄大な山並みと清らかな川、広大な田園風景
- ・農業に適した環境 鬼怒川や那珂川などの豊富な水資源、穏やかな気候、肥沃な農地

豊かな食生活と多様なライフスタイルが実現可能

- ・米麦、園芸、畜産など農業が盛んなため、魅力的で新鮮な農産物が豊富
- ・東京通勤が可能なエリアや田舎らしいスローライフが可能なエリアなど、様々なタイプのエリアがあり、希望のライフスタイルが選択可能
- ・いちごを代表とする農業、ものづくり県と称される全国有数の製造業、那須や日光を中心とする観光業など、各産業がバランス良く発展しており、幅広い働き方が選択可能

方針

農ある暮らしに係る取組や情報を県内外に幅広く発信するとともに、中山間地域を中心として、本県の特徴を活かした農ある暮らしのモデルの創出とその実践に向けた体制整備を推進

推進の考え方

「ちょうどいい」とちぎで「自分らしい農ある暮らし」が実現できる地域づくり

■ **メインターゲット** | 都市部の若者・女性

■ **推進期間** | 令和6(2024)年度から令和10(2028)年度

■ **推進体制** | とちぎ農ある暮らし推進協議会、とちぎUターン促進協議会、地域協議会、モデル地区、とちぎ農業経営・就農支援センター等、関係者が相互に連携して推進

推進方策と令和10年度の目標

方策 1 地域への呼び込み | 農ある暮らしの魅力を県内外にPR

- 【主な取組】> 都心での移住相談や現地ツアーなど、対面によるアプローチ
> 就農支援サイト「tochino」における農ある暮らし情報の発信 ほか
- 【目標】 農ある暮らしの相談者数 200名/年（R4年度 23名/年）

方策 2 農ある暮らしの実践 | 農ある暮らしのモデルとなる地域を育成

- 【主な取組】> 農ある暮らしのお試し体験や空き家情報提供などのサポートの充実
> 費用負担が少なく農ある暮らしに取り組める体制整備の支援 ほか
- 【目標】 農ある暮らしのモデル地区数 4地区（R4年度 0地区）

方策 3 地域への移住・定着 | 地域住民や先輩移住者等とのつながりを創出

- 【主な取組】> 先輩移住者等による移住後のサポート体制づくり
> モデル地区から他地域への展開を促進 ほか
- 【目標】 農ある暮らしのモデル地区への若者・女性の移住者数 24名（R4年度 0名）

農ある暮らしに関心を持つ多様な人材が集まり、持続可能な地域社会が実現

令和 8 年度農ある暮らし魅力発信推進業務対象地域一覧

農業振興事務所	市町名	旧市町村名	農業振興事務所	市町名	旧市町村名
上都賀 農業振興事務所	鹿沼市	南摩村	塩谷南那須 農業振興事務所	塩谷町	玉生村
		加蘇村			船生村
		西大芦村			大宮村
		板荷村		那珂川町	馬頭町
		粟野町			武茂村
		清洲村			大内村
		永野村			大山田村
		粕尾村 21			小川町
	日光市	日光町	那須 農業振興事務所	大田原市	湯津上村
		小来川村			黒羽町
		今市町			川西町
		落合村			須賀川村
		豊岡村			両郷村
		足尾町			那須塩原市
		粕尾村 22		塩原町	
		栗山村		箒根村	
		藤原町		那須町	那須村
	三依村	伊王野村			
		芦野町			
芳賀 農業振興事務所	益子町	益子町	安足 農業振興事務所	足利市	北郷村
	茂木町	茂木町			名草村
		逆川村			三和村
		中川村			小俣町
下都賀 農業振興事務所	栃木市	寺尾村	佐野市	田沼町	
		皆川村		三好村	
		真名子村		野上村	
		小野寺村		飛駒村 21	
		藤岡町		新合村	
塩谷南那須 農業振興事務所	矢板市	泉村		(補足) ・仕様書 5 の (1) イ の対象エリアは本紙掲載の旧市町村内とする	葛生町
	那須烏山市	下江川村			常盤村
		烏山町			氷室村
		向田村			
		境村			
		荒川村			
		七合村			

別紙3

	(1) 農ある暮らし魅力発信推進業務		(2) 農村お試し体験支援業務		備考
	ア 農ある暮らしセミナー&出張相談会	イ 農ある暮らし事例調査	ア 農ある暮らし体験交流会	イ GT インターン	
6月	業務計画書（詳細スケジュール・実施体制・連絡体制等）の作成				
7月	チラシ作成	事例調査	チラシ作成	連携先の選定	
8月	↓		↓	↓	
8月	参加者募集		参加者募集	チラシ作成	
9月	↓		↓	↓	
9月				参加者募集	
10月	相談会 レポート提出		交流会 レポート提出		
11月	相談会 レポート提出			インターンシップ レポート提出	
12月	相談会 レポート提出				
1月	相談会 レポート提出				
2月	↓		↓	↓	
3月	実績報告書作成				

本紙のスケジュールを基本として、業務計画書に具体的なスケジュールを示すこと